

平成29年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成29年6月12日（月）13時15分～15時20分

2. 開催場所 市役所7階703会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、田窪委員、中田委員

事務局：本城総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：上島施設建築課長、中田住宅課長、横山配水課長、富治林学校教育課長、川北環境企画課長ほか

※会議の前段にて、木村副市長からの挨拶及び各委員へ委嘱状の交付が行われ、委員の互選により内村委員を委員長に選出した。

4. 報告案件

(1) 平成28年度第4四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成26～28年度指名停止の状況について（各年度1月～3月分集計）

c 平成29年1月1日～3月31日の間に入札した案件数について

d 平成28年度の入札等の実施状況について

(2) 平成29年度の入札・契約制度改革の概要について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・一般競争入札（条件付）】

71239-2 榎島吹前市営住宅6号棟浴室等改修工事

②【工事・特命随意契約】

72194-1 広野町尖山（その1）送水管ほか補強工事

③【工事・特命随意契約】

75112-1 漏水等修繕工事（西部地域）

④【役務・公募型指名競争入札】

70347-2 宇治市立大久保小学校給食調理等業務委託

⑤【役務・簡易公募型指名競争入札】

72191-1・2 大気環境二酸化窒素濃度の測定及び分析業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成29年1月1日から3月31日までに入札した工事43件、コンサルタント10件、物品108件、役務89件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。特命随意契約を採用した案件についても理由は妥当であり問題は見受けられない。

一方で、業務委託については参加業者数が少ない案件も目立ち、競争環境が整っていない状況も見受けられる。これらの案件については経過観察とし、必要に応じて予算額の積算方法や参加条件等について検討を行う。また、現在の入札制度運用上、最低基準価格、または最低制限価格が予定価格の90%を超え、くじ引きにより落札者の決定を行っている案件についても、引き続き経過観察とし、必要に応じて対応策等について検討しなければならない。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【 問 】 1回目取り止め、再発注の経緯を確認したい。

【 答 】 本件については、国の社会資本整備総合交付金を活用した事業の実施を予定し発注の段取りをしていたが、交付金の内示額が想定額を下回ったことから、交付金見合いでの事業内容を再検討し発注したものである。

【 問 】 入札の結果、全者同一金額となった理由として、どのようなことが考えられるのか。

【 答 】 最低制限価格の上限が予定価格の90%であり、今回の場合は最低基準価格が既に予定価格の90%を超えているためランダム係数の数値に関わらず最低制限価格が定値となり、全者同一金額での入札となったものである。

【 問 】 運用でそのような事態にならないようにはできないのか。

【 答 】 最低基準価格の算定において公契連モデルを採用し運用しているため難しい。

【 問 】 同一金額での入札の場合、くじ引きではなく施工能力等の価格以外の指標を用いた落札決定はできないのか。

【 答 】 価格と施工能力等を評価し落札者を決定する総合評価競争入札という入札契約方式があり、宇治市においても運用しているが、地方自治法上、落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときはくじ引きにより落札者を定めるものとされているものである。

【委員意見】再発注の経過が確認できた。制度の縛りがある中で競争環境を確保しつつ適

正な運用ができるよう経過観察し、必要に応じ対応策等について検討してほしい。

審議案件②について

- 【 問 】 特命随意契約とした理由を確認したい。
- 【 答 】 本工事は、下水道管渠建設工事の影響による既設水道管の損傷を防ぐため綱手部を補強する工事及び下水道取付管と上水道給水管を同時に鞘管に入れ敷設する工事である。下水道工事と合わせて実施することにより経費削減及び工期短縮が図れるため特命随意契約を採用したものである。
- 【 問 】 随意契約を行うケースとはどのような場合か。
- 【 答 】 地方自治法施行令又は地方公営企業法施行令で随意契約によることができる場合が1号から9号まで挙げられており、今回は第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）に該当すると考えている。
- 【 問 】 仮に他者に発注するとどの程度工期がかかるのか。
- 【 答 】 本工事箇所は同時に複数者入れないため、単体工事分の工期が追加で必要となる。
- 【委員意見】 特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

審議案件③について

- 【 問 】 特命随意契約とした理由を確認したい。
- 【 答 】 宇治市では7月から6月を1サイクルとして、予算計上されている当該年度分を競争入札で行い、残る次年度分について同者と特命随意契約を行っているものである。
- 【 問 】 例年このような取扱いなのか。
- 【 答 】 そうである。
- 【 問 】 なぜ7月1日からなのか。
- 【 答 】 国から示される積算に用いる新単価の適用が7月以降となっていることからである。
- 【 問 】 他の自治体も同様の取扱いを行っているのか。
- 【 答 】 同様の取扱いをしている自治体もある。
- 【委員意見】 新単価の適用日が要因となるため、特命随意契約とした理由は妥当であり、入札結果に問題は見られない。

審議案件④について

- 【 問 】 1回目1者のみ参加、不調の経緯を確認したい。
- 【 答 】 学校給食調理等業務として大久保小学校ほか4校分を発注した。その中でも大久保小学校は規模が大きいため、必要な調理員の確保や予定価格等の条件が厳しかったと考えている。
- 【 問 】 予定価格の積算項目にはどのようなものが含まれているのか。
- 【 答 】 3年間の調理業務費として主に人件費である。

- 【 問 】 契約制度の話ではないが、業者数確保や業者育成の観点からもう少し余裕を持った予定価格の積算、設定が必要ではないか。
- 【 答 】 経済状況、他市の積算方法や発注条件等を研究していく必要があると考える。
- 【 問 】 予定価格を超過して入札した業者がいるが、その理由としてはどのようなことが考えられるか。
- 【 答 】 本業務の予定価格に対する業者側の意思表示だと考えている。
- 【委員意見】 不調の要因、再発注の経過が確認できた。予定価格を超過して入札した業者がいるが、市場調査の機会といえる。3年間という業務期間なので、経済状況も考慮し人件費高騰等を見据えて積算する必要がある。また、このような案件は不調となることも十分に考えられることから余裕を持ったスケジュールでの発注が必要と考える。

審議案件⑤について

- 【 問 】 1回目全者辞退、仕様見直しの経緯を確認したい。
- 【 答 】 全者辞退となった要因を調査したところ、予定価格が厳しいというものであった。本業務の実施は努力義務であるため、業務内容を整理し再発注を行った。具体的には、測定分析件数の縮小や事業報告について計量証明書の提出を求めないとした。
- 【 問 】 計量証明書は求めなくてもいいのか。
- 【 答 】 本業務は簡易検査に該当し、業務実施にあっては計量証明書が必須ではない。また、計量証明事業所であることを入札参加の条件としており、その事業所が作成する報告書であれば足りると判断した。
- 【 問 】 計測成果はどのような形で活かされるのか。
- 【 答 】 測定結果を経年で分析しており、それを冊子で公開している。
- 【 問 】 大気汚染は他の汚染物もあるがそれらは測定しないのか。
- 【 答 】 宇治市では、大気汚染の代表的な二酸化窒素のみ分析している。
- 【 問 】 参加業者が2者であるが、事前の見込みでは何者ぐらいを想定していたのか。
- 【 答 】 過去は7者ほど参加していたが、業務量と予定価格の兼ね合いで参加業者が減ってきているのではないかと考えている。
- 【委員意見】 仕様を見直し再発注の経過が確認できた。入札結果に問題は見られない。

平成29年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成29年9月29日（金）13時30分～15時15分

2. 開催場所 市役所7階703会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、田窪委員、中田委員

事務局：北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：横山下水道建設課長、横山配水課長、西澤源氏物語ミュージアム館長、三村学校教育課副課長、前田生涯学習課副課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成29年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成27～29年度指名停止の状況について（各年度4月～6月分集計）

c 平成29年4月1日～6月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

①【工事・一般競争入札（条件付）】

75879-1 榎島関連面整備（十一その3）管渠建設工事

②【コンサル・公募型指名競争入札】

75408-1 宇治浄水場更新・耐震工事実施設計業務委託（その2）

③【物品・公募型指名競争入札】

75247-1 デジタル印刷機（学校・幼稚園用）賃貸借

④【役務・簡易公募型指名競争入札】

75233-1 宇治市源氏物語ミュージアム庭木維持管理業務委託

⑤【役務・簡易公募型指名競争入札】

75370-1 木幡公民館清掃業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成29年4月1日から6月30日までに入札した工事58件、コンサルタント29

件、物品44件、役務103件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。

一方で、入札参加業者数が少ない案件が目立ち、競争環境が整っていない状況が見受けられる。特に業務委託の案件については、近年、人件費が上昇傾向にあることを考慮した適正な予算額の設定や案件をまとめて発注額を大きくするなど発注方法等について検討を行い、競争環境を確保できるように努める必要がある。

また、ランダム係数が高位であったため、無効の入札が多くなることは、現在の入札制度上、起こり得ることではあるが、同様の事案が頻発するようであれば、必要に応じて対応策等について検討しなければならない。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【 問 】 契約金額が高額（1億円超）であるため、一般競争入札の下での競争状況について確認したい。

【 答 】 本件は、20者の入札参加があり、多数の業者が最低制限価格に近い金額での応札となっていた。また、最低制限価格未満による無効の入札は4者であった。

【委員意見】 シビアな競争がなされており、入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

【 問 】 落札率が99.28%と高率であるため、入札状況について確認したい。

【 答 】 本件は、11者からの応札があったが、ランダム係数が高位であったため、8者が最低制限価格未満による無効の入札となり、残る有効札が予定価格に近い金額であったため、高落札率となったものである。

【 問 】 どのような内容の耐震工事を行うのか。

【 答 】 宇治浄水場において、一次耐震診断を実施しており、その結果に基づき耐震補強を行うものである。機械・電気設備の更新も含んだ大規模な耐震工事である。

【 問 】 応札額が予定価格に近い金額と最低基準価格に近い金額とに二極化しており、どちらが適正な価格であるのかという疑問が生じる。予定価格や最低基準価格の算出は、どのような方法で行っているのか。業者から参考見積を徴取しているのか。また、予定価格や最低基準価格はどのタイミングで公表しているのか。

【 答 】 予定価格については、国から示される積算基準に基づき、担当課にて積算し算出しているが、積算基準に記載がない工種等については、業者から見積を徴

取することがある。最低基準価格については、測量・建設コンサルタント等業務の場合、予定価格に10分の7を乗じて得た額としている。また、予定価格や最低基準価格は、原則、公募時からの事前公表としている。

【委員意見】高落札率となったのは、ランダム係数が高位であったためであり、入札結果に問題は見られないが、本件と同様の事案が他にも見受けられるため、引き続き観察していく必要がある。また、近隣他市の予定価格及び最低制限価格の公表状況等について、次回の入札監視委員会で報告をお願いしたい。

審議案件③について

【問】落札率が58.40%と低率であるため、入札状況について確認したい。

【答】本件は、3者からの入札参加表明があったが、2者が入札を辞退し、1者のみの応札となったものの、58.40%での落札に至ったものである。

【問】前回（5年前）の入札はどのような結果であったのか。

【答】前回は、1者のみの入札参加であり、落札率は99.99%であった。なお、予定価格は本件と同程度であり、落札業者も本件と同一業者であった。

【問】予定価格も落札業者も前回と同一であるということだが、低落札率となった理由や適切な品質確保がされているのか確認したい。

【答】低落札率となったのは、本件の発注とメーカーの品番更新のタイミングが重なったことや前回の契約時から仕様を大きくは変更しておらず、当時、ハイモデルだった製品が技術促進により、現在はミドルモデルとなっていることなどが考えられる。また、品質については、最新モデルではないが、仕様を満たすものが納品されており適切である。

【問】なぜ1者のみの応札となったのか。

【答】入札参加表明のあった3者のうち2者が入札を辞退したためであるが、その辞退理由は、それぞれ「金額が合わないため」、「納期中に指定の台数が揃わないため」であった。

【委員意見】低落札率ではあるものの結果的に1者入札となっているため、公募情報の周知方法を改善するなど、参加業者を増やす努力をお願いしたい。

審議案件④について

【問】全者辞退により不調となった経緯について確認したい。

【答】本件は、2年間の契約期間で委託するものであるが、2年前の前回に比べ、樹木が成長しており、金額的にも厳しかったため全者辞退に至ったと考えている。

【問】植木や庭木の維持管理業務は、全て2年間の契約期間としているのか。

【答】宇治市では、本庁舎と源氏物語ミュージアムにおいて業務を委託しているが、一定の期間をまとめることで受注しやすい効果が見込めるため、いずれも2年間の契約期間としている。

【問】業務はどのくらいの頻度で何名程度で行っているのか。

【答】夏場に除草をするなど、年間計画を立てて適宜行っている。業務は2～3名

で行っている。

【 問 】 不調となった後は、どのような対応を行ったのか。

【 答 】 再発注へ向けて、市外発注も含めた資格条件の見直し等の検討を行う中で、市外業者からの見積も徴取したところ、やはり予定価格が厳しかったことが判明した。そのため、資格条件は変更せず、予定価格を増額して再発注を行い、契約締結に至った。

【委員意見】 不調となった経緯、再発注の経過が確認できた。入札結果に問題は見られないが、不調の要因となった予定価格の設定については、今後慎重に行う必要がある。また、一定の業務量をまとめ、規模のメリットを生かした価格帯にして発注するなど、発注方法についても検討する必要がある。

審議案件⑤について

【 問 】 ランダム係数は比較的低位であるが、落札率が 100%となった経緯について確認したい。

【 答 】 本件は、6 者からの入札参加表明があったが、3 者が入札を辞退し、2 者が入札不参加であったため、1 者のみの応札となり 100%での落札に至ったものである。

【 問 】 業務内容は複雑なものではないのか。

【 答 】 一般的な清掃業務である。通常は 1 名で清掃を行っており、複雑なものではない。

【 問 】 3 者が辞退した理由は何か。

【 答 】 辞退理由は、全者「金額が合わないため」であった。

【 問 】 競争環境を働かせるためには、少なくとも 2 者以上が入札できる状況を作る必要がある。1 者となった場合、入札を執行せずに別途再入札にすることはできないのか。

【 答 】 現行の制度上、指名競争入札の場合は、1 者による入札は執行しないが、本件のような（簡易）公募型指名競争入札や一般競争入札の場合は、1 者でも入札を執行することとなっている。

【委員意見】 入札結果に問題は見られないが、今後は、近年の最低賃金の上昇など、人件費が上昇傾向にあることを考慮した予定価格を設定する必要がある。また、競争環境を確保するという観点から、1 者入札の是非についても検討する必要がある。

平成29年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成29年11月17日（金）13時30分～15時50分

2. 開催場所 市役所7階703会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、中田委員

※田窪委員は都合により欠席

事務局：本城総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：橋本下水道管理課長、横山下水道建設課長、上島施設建築課長、杉原雨水対策課副課長、富治林学校教育課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成29年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 平成29年7月1日～9月30日の間に入札した案件数について

(2) 近隣自治体の予定価格・最低制限価格の公表時期及び算定方法

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（中田委員より）

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

75653-1 宇治市公共下水道管渠長寿命化工事（堀池その2）

②【工事・一般競争入札（条件付）】

75249-1 槇島関連面整備（目川その5）管渠建設工事

③【工事・一般競争入札（条件付）】

75471-1 宇治市総合野外活動センター管理棟改修工事

④【コンサル・公募型指名競争入札】

75723-1 宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水施設整備に係る事業計画策定
業務委託

⑤【役務・公募型プロポーザル】

75357-1 宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル業務委託

⑥【物品・簡易公募型指名競争入札】

76437-1 教材提示装置 29台

II. 会議の結果

1. 経過

平成29年7月1日から9月30日までに入札した工事41件、コンサルタント19件、物品38件、役務88件の中から、審議案件6件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。

一方で、入札参加業者数が少ない案件が目立ち、競争環境が整っていない状況が見受けられる。今後も1者入札が続くようであれば、発注方法、入札参加条件の検討も考えていかなければならない。また、ランダム係数が高位であったため、無効の入札が多くなることは、現在の入札制度上、起こり得ることではあるが、同様の事案が頻発するようであれば、必要に応じて対応策等について検討しなければならない。

また、指名停止措置要件、予定価格・最低制限価格の公表時期及び算定方法については、近隣自治体の動向も注視しながら、今後も検討することが必要である。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】金額の割に、入札参加業者が少ないので、競争状況について確認したい。

【答】管更生工法は特殊な工法であるため、同種の実績等を求めて発注するようにしている。特殊な工法ではない案件と比較すると、参加業者が少なかった状況である。

【委員意見】入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

【問】入札状況について確認したい。

【答】本件は、予め実績の確認がとれていた23者が入札に参加した。

【問】最低制限価格未満の業者が目立つが、最低制限価格は適切であったと言えるのか。

【答】国・京都府の歩掛りに準じて予定価格を算出し、公契連モデルを採用した金額（最低基準価格）にランダム係数を乗じたのが最低制限価格である。最低制限価格の算出方法については、過去の実績を踏まえて、現行の制度に至っている。現行の制度を運用する上では適切であると考ええる。

【委員意見】入札結果に問題は見られない。

審議案件③について

- 【 問 】 工事内容はどのようなものか。
- 【 答 】 主な工事内容は空調機の更新である。照明器具の更新も含まれている。
- 【 問 】 入札に参加していた業者は7者であるが、当初に想定していた業者数なのか。
- 【 答 】 当初、入札に参加可能な対象業者としては12者程度を確認していた。建築工事は民間工事の発注もあるため、技術者の確保が難しい時期もあると思われる。また、同時期に他の案件を落札したため、入札を辞退している業者もいる。
- 【 問 】 1回目、2回目の発注において、ともにランダム係数が高位であったために、多くの応札が最低制限価格未滿となった。結果論ではあるが、落札額が1回目の最低の応札額より高くなった。これに対して、何か対策は考えられるか。
- 【 答 】 現行の制度では、このような結果が生じる場合がある。また、京都府電子入札システムを共同利用している関係上、宇治市独自の制度をどこまで電子システムに反映できるかという問題もある。
- 【委員意見】 入札結果に問題は見られないが、ランダム係数が高位になったことによる入札不調が目立っている。近隣自治体の動向も注視しながら、今後も検討する必要がある。

審議案件④について

- 【 問 】 業務内容はどのようなものか。
- 【 答 】 宇治市洛南処理区における雨水施設整備に係る事業計画策定業務である。平成23年度から浸水対策の事業を進めている。
- 【 問 】 入札参加条件はどのように設定したのか。
- 【 答 】 洛南処理区の面積が1,500ha程度であり、同規模の実績を求めた。具体的には、A「会社の実績（計画対象区域面積1,000ha以上の公共下水道（雨水）全体計画策定又は見直し業務実績）」、B「会社の実績（計画対象区域面積100ha以上の公共下水道（雨水）事業計画策定又は見直し業務実績）」、C「配置予定技術者の実績（シミュレーションソフト（infoworks）を用いた流出解析業務実績）」である。対象業者としては、A、B、Cすべての条件を求めると10者程度、いずれかの条件であれば28者程度を事前に確認していた。最終的にA、B、Cすべての条件を求めることとした。
- 【 問 】 最低基準価格の算出方法は。
- 【 答 】 予定価格の70%である。
- 【 問 】 予定価格の算出方法は。
- 【 答 】 国・京都府の歩掛に準じて算出している。
- 【 問 】 やはり入札参加業者が少ない点が気になる。業者への周知はどのようにしているのか。
- 【 答 】 京都府電子入札システム、宇治市ホームページ、専門の新聞紙等にも情報が掲載されているので、業者には充分周知できていると考える。
- 【委員意見】 入札参加条件が厳しかったのか、業務の内容が難しかったのか、その理由は

定かではないが、いずれにせよ入札参加業者が少ない結果となったことについては事業規模と競争という観点からの問題を残しているように思われる。次回以降の発注では入札参加業者が5者程度以上になるよう、今回の結果を分析し、適切な入札参加条件を設定する必要がある。

審議案件⑤について

- 【 問 】 業務内容はどのようなものか。
- 【 答 】 既存の展示物を活かしつつ、体験型展示物の導入、多言語に対応した施設に改修するための設計等を行う業務である。
- 【 問 】 契約方法は公募型プロポーザルだが、見積結果報告書記載の非選定業者からも提案はあったのか。
- 【 答 】 そうである。公募型プロポーザルは価格競争ではなく、提案内容を審査し、業者を選定する契約方法である。
- 【 問 】 デザインだけではなく、製作や設置等も含めた価格なのか。
- 【 答 】 製作や設置等も含めた価格である。
- 【 問 】 他にも公募型プロポーザルによる発注案件はあるのか。
- 【 答 】 イベント、計画策定、システム開発等の業務委託の案件は公募型プロポーザルを採用することが多い。
- 【 問 】 予定価格の積算はどのようにしているのか。
- 【 答 】 事前に数者から見積を徴取し、基本設計により積算している。
- 【委員意見】 入札結果に問題は見られない。

審議案件⑥について

- 【 問 】 入札参加業者が1者であるため、原因を知りたい。学校教材であれば、複数の業者の参加は可能ではないか。
- 【 答 】 複数の業者が参加することが可能な案件である。
- 【 問 】 納入商品はどのように決めているのか。また、納入商品は特殊なものであったのか。
- 【 答 】 各学校の要望により参考商品を決めており、特殊なものではないと考える。仕様を満たす商品であれば、参考商品以外も可としている。予定価格が低く、入札参加が厳しいと業者から聞いている。
- 【 問 】 予定価格はどのように算出しているのか。
- 【 答 】 事前に業者から徴取した参考見積と前回入札結果を総合的にみて、財務協議のうえ算出している。
- 【委員意見】 1者のみの入札の理由を見極めて、競争環境を整備していく必要がある。複数の業者が参加できるように予定価格を設定しておくこと、納入商品が特殊なものでない場合は納入業者を開拓しておくことが必要である。

平成29年度宇治市入札監視委員会 第4回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成30年2月8日(木) 13時30分～15時30分

2. 開催場所 市役所3階302会議室

3. 出席者

委員会：内村委員長、田窪委員、中田委員

事務局：本城総務部長、北岡契約課長、渡邊契約係長

関係課：谷澤農林茶業課長、津田維持課長、蒲原IT推進課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成29年度第3四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 指名停止の状況について

c 平成29年10月1日～12月31日の間に入札した案件数について

(2) 平成30年度入札・契約制度改正案の概要

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由(田窪委員より)

(2) 審議案件

①【工事・工事成績優良業者条件付簡易公募型指名競争入札】

76378-2 炭山林道舗装補修工事

②【工事・一般競争入札(条件付)】

75662-1 小倉関連面整備(池森その4)管渠建設工事

③【工事・特命随意契約】

76836-1 大曲り南落合線道路維持修繕工事

④【物品・特命随意契約】

76862-1 デジタル複合機賃貸借(中速機)

⑤【役務・特命随意契約】

76911-1 介護保険システム制度改正対応改修業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成29年10月1日から12月31日までに入札した工事37件、コンサルタント

14件、物品24件、役務25件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。

一方で、ランダム係数が高位であったため、無効の入札が多くなることは、現在の入札制度上、起こり得ることではあるが、同様の事案が頻発するようであれば、必要に応じて対応策等について検討しなければならない。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】再発注（設計図不備）の状況について確認したい。

【答】閲覧設計書に切削オーバーレイの舗装切削機の運搬費が計上されていなかった。

【問】閲覧設計書の不備について、なぜ、発覚したのか。

【答】入札参加業者から質疑書が提出され、閲覧設計書を再確認したところ発覚した。

【問】閲覧設計書の不備があった場合は、発注を取り止めているのか。

【答】本市では特記仕様書・閲覧設計書等に不備があった場合、原則、入札を取り止めている。

【委員意見】再発注の経過が確認できた。入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

【問】第1回目の入札状況について確認したい。

【答】第1回目の発注については、予め実績の確認がとれていた21者が入札に参加したが、ランダム係数が高位であったため、全者最低制限価格未満による不調となった。

【問】第2回目は指名競争入札により発注しているが、なぜ、第1回目と同じ条件付一般競争入札による発注を行わなかったのか。

【答】条件付一般競争入札による再発注の場合、再発注から契約まで1ヶ月半程度の期間を要し、工期の確保が難しくなることから、指名競争入札を選択した。

【委員意見】再発注の経過が確認できた。入札結果に問題は見られない。

審議案件③について

【問】特命随意契約とした理由は。

【答】当該工事は榎島関連面整備（十一その3）管渠建設工事の発注後、地元調整を行う中で維持修繕工事が必要であることが判明した事案である。管渠建設工

事と施工箇所が重複しており、工期の短縮及び経費削減が見込めるため、管渠建設工事契約業者との特命随意契約を行ったものである。

【委員意見】特命随意契約とした理由に問題は見られない。

審議案件④について

【問】契約期間は当初契約と同一期間となるのか。

【答】当初契約は公募型指名競争入札を行い、契約期間を5年間としているが、本契約は特命随意契約であることから、その必要性を毎年精査するため、契約期間を1年間としている。

【問】特命随意契約とした理由は。

【答】当初契約後、業務量の増加に伴い、複合機1台が追加で必要となった。この追加1台分を当初契約業者以外と契約した場合、新たにユーザ認証等のシステムを構築する必要があり、費用面において大幅な増加が見込まれるため、当初契約業者との特命随意契約を行ったものである。

【委員意見】契約期間及び特命随意契約とした理由に問題は見られない。

審議案件⑤について

【問】特命随意契約とした理由は。

【答】介護保険制度の制度改正に伴い、システム改修が必要となった。本改修は現在の介護保険システムを開発し、著作権を有している業者でなければ行えないことから著作権保有業者との特命随意契約を行ったものである。

【問】予定価格の設定は、どのようにしているのか。

【答】契約業者より参考見積書を徴収し、内容を精査するとともに、同社に同業務を委託している類似団体のシステム改修費用と比較し、予定価格を設定した。

【委員意見】特命随意契約とした理由及び予定価格の設定に問題は見られない。